

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	富士市 固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含める事で万全を期している。

評価実施機関名

富士市長

公表日

令和8年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税事務
②事務の概要	固定資産税事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である1月1日現在に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有する者等に対し課税する固定資産税と都市計画税の課税事務(以下を参照)のことを指す。 【課税台帳の整備事務】 固定資産の状況は、売買や地目の変更、住宅の新築・取り壊しなどにより日々変動するため、以下の事務を行うことで異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて課税台帳を整備する。 ①土地課税台帳の整備 ②家屋課税台帳の整備 ③償却資産課税台帳の整備 ④納税義務者の変更 【価格の決定事務】 地方税法では、3月31日までに固定資産の価格を決定することと定められている。そのため3月中旬頃から固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価額を計算する。 ①評価額の算出 【縦覧帳簿・名寄帳の作成・公開事務】 固定資産の価格を決定した後、3月末までに縦覧帳簿と名寄帳を作成し、4月1日から当該年度の最初の納期限の日までの間、納税者へ公開する。 ①縦覧帳簿の作成 ②名寄帳の作成 【当初賦課事務】 固定資産の決定価格をもとに固定資産税と都市計画税の税額を計算し、納税義務者へ送付する納税通知書を作成・発送する。 ①税額の計算 ②納税通知書の作成・発送 【賦課更正事務】 当初賦課後に固定資産の内容に誤りがあった場合、賦課の決定内容を変更して納税義務者に通知する。 ①更正決定通知 ②納税義務者等の申請に基づき、決定された賦課に対して課税減免を行う。 【評価替事務】 原則として3年に1度の基準年度に、固定資産評価基準の改正や基準となる価格の評定により、土地と家屋の価格を見直す。 ①路線価の修正 ②新基準年度用データの登録 【窓口事務】 納税義務者等の各種申請に基づき、異動処理および各種証明書発行を実施する。
③システムの名称	MICJET MISALIO(宛名システム、固定資産税システム)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、eLTAX審査システム、家屋評価システム、土地評価システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)固定資産税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項及び別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]

②法令上の根拠	(富士市が照会) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表の48の項 (富士市が提供) 固定資産税・都市計画税に関する事務において、情報ネットワークによる提供は行わないため、法令上の根拠はない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	富士市 財政部 資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富士市財政部資産税課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 電話番号:0545-55-2743
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富士市財政部資産税課 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 電話番号:0545-55-2743
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー取得の際には、申請者本人からのマイナンバー取得を徹底し、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。また、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスにおいて人手が介在する局面を最小限にとどめ、複数人で確認を行うなど人員のミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	所属長	資産税課長 横山 訓芳	資産税課長 井川 清三	事後	人事異動に伴う変更
平成31年2月28日	Ⅳ リスク対策		追加	事後	
平成31年2月28日	Ⅰ 関連情報 ⑤ 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	資産税課長 井川 清三	資産税課長	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目	2018/4/1	2020/12/1	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 27の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年・内閣府/総務省/令第7号)第20条第5号	番号法第19条第8号 別表第2 27の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年・内閣府/総務省/令第7号)第20条第5号		
令和7年5月23日	Ⅰ 関連情報 ③ 個人番号の利用 法令上の根拠	・第9条第1項 別表第1 16の項	・第9条第1項及び別表の24の項	事後	法令等の改正に伴う変更
令和7年5月23日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 27の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年・内閣府/総務省/令第7号)第20条第5号	(富士市が照会) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の48の項 (富士市が提供) 固定資産税・都市計画税に関する事務において、情報ネットワークによる提供は行わないため、法令上の根拠はない。	事後	法令等の改正に伴う変更
令和7年5月23日	Ⅳ リスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続	接続しない(○)入手 接続しない()提供	接続しない()入手 接続しない(○)提供	事後	○の位置を変更(記載誤り)
令和7年5月23日	Ⅳ リスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続 目的外のリスクが行われるリスクへの対策は十分か	()	(十分である)	事後	記載位置を移動(記載誤り)
令和7年5月23日	Ⅳ リスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続 目的外のリスクが行われるリスクへの対策は十分か	(十分である)	()	事後	記載位置を移動(記載誤り)
令和7年10月1日	Ⅳ リスク対策 8. 手を介在させる作業		十分である	事後	新様式変更によるもの
令和7年10月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		○	事後	新様式変更によるもの
令和8年6月5日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	固定資産税事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である1月1日現在に住民が所有する固定資産(土地・家屋・償却資産)に対し課税され、住民が納める固定資産税と都市計画税の課税事務(以下を参照)のことを指す。	固定資産税事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である1月1日現在に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有する者に対し課税する固定資産税と都市計画税の課税事務(以下を参照)のことを指す。	事後	記載内容の訂正
令和8年6月5日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要 【賦課更正事務】	② 住民の申請に基づき、決定された賦課に対して課税減免を行う。	② 納税義務者等の申請に基づき、決定された賦課に対して課税減免を行う。	事後	記載内容の訂正
令和8年6月5日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要 【窓口事務】	住民の各種申請に基づき、異動処理および各種証明書発行を実施する。	納税義務者等の各種申請に基づき、異動処理および各種証明書発行を実施する。	事後	記載内容の訂正